

## 委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託事業名 第 69 回九州地区児童福祉施設球技大会派遣に伴う旅行手配等業務委託
- 2 委託期間 契約締結日～令和 8 年 8 月 31 日
- 3 委託概要 本事業は、第 69 回九州地区児童福祉施設球技大会派遣にかかる旅行業務を行うものである。

(1) 派遣地域 長崎県

(2) 会場

<軟式野球> ・飯盛グラウンド 2 面 (A コート・D コート)

※ 雨天時は 男子バレーボールを実施 (諫早市中央体育館サブアリーナ)

<バレーボール> ・諫早市中央体育館メインアリーナ

(3) 派遣者数

令和 8 年度沖縄県児童福祉施設球技大会優勝チーム (軟式野球、バレーボール 計 2 チーム) 参加児童及び引率の施設職員の人数は、計 40 名で積算すること。また、年齢により料金区分が変わるものについては、すべて大人料金で積算すること。

なお、人数の確定は 7 月末を予定しており、人数に増減等がある場合の取扱いについては、以下 4 に記載する。

(4) 使用航空運賃区間 那覇ー福岡ー長崎

◆往路 令和 8 年 8 月 19 日 (水)

(14:30 開始予定の監督者会議に参加可能な便) ※県を跨ぐ移動も考慮する

◆復路 令和 8 年 8 月 21 日 (金)

(12:30 終了予定の試合参加後に搭乗可能な便)

※福岡からまでの移動手段は上記監督者会議に参加可能ものを選択すること。

※長崎県内の移動 (試合会場、宿泊地等) はバスで行うこと。

※移動の際は、野球用品等の荷物の運搬も考慮すること。

(5) 宿泊及び旅程表について

ア 大会日程

試合前日の 19 日に現地入りし翌日から試合となる。大会 1 日目の午後の空き時間は、施設と協議し観光等の時間にあてる。

大会 2 日目に勝ち残れなかった際は午前中を観光の時間にあてる。

(この場合において、訪問する観光地は施設側と協議すること。また、観光に伴う入場

料等についても、施設側と調整し、委託料には含まないこと。)

**試合前日 8月19日(水)**

(ア) 監督者会議 未定(※)

(イ) 開会式 未定(※)

※8月19日(水)の会場については、現時点では長崎市または近郊を予定。

大会主催者から確定情報があり次第周知し、調整を行う事項とする。

**大会第1日目 8月21日(木) 予選、準決勝(男子のみ)**

(ア) 軟式野球(2球場) 飯盛グラウンド(Aコート・Dコート)

※雨天時はバレーボール(男子)を諫早市中央体育館(サブアリーナ)で実施

(イ) バレーボール 諫早市中央体育館(メインアリーナ)

**大会第2日目 8月22日(金) 準決勝(女子のみ)、決勝**

(ア) 軟式野球 飯盛グラウンド(Aコート)

※雨天時はバレーボール(男子)を諫早市中央体育館(サブアリーナ)で実施

(イ) バレーボール 諫早市中央体育館(メインアリーナ)

イ 宿泊所

大会指定宿泊施設

※1泊目及び2泊目の宿泊費は大会運営側が負担。(ただし、大会運営側が負担する人数は現時点で未定。全員分の負担はない可能性あり。)

大会運営側が負担しない宿泊費は、施設又は参加者の負担となることから、支払方法を施設側と調整すること。

ウ 旅程表

交通経路(空港～大会会場～宿泊所)の詳細を、旅程表として任意様式にとりまとめ提出すること。提出期限については、落札後に説明するものとする。

(6) 諸経費について

ア 航空運賃

イ 貸切バス代(運転手代含む)

ウ その他移動に係る費用(JR運賃等)

エ 有料道路・駐車代

オ 添乗員同行費用

- カ バス乗務員同行費用
- キ 旅行保険料（傷害保険）
- ク 8月19日（旅行初日）の昼食代

#### 4 再委託の制限について

(1) 以下の業務は、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、契約金額の50%を超える再委託は認めない。

ア) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理

(2) 以下の業務は、契約書第7条第2項に規定する「軽微な部分」に該当し、再委託の際に県の承認は要さない。

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

#### 5 参加者数の増減に伴う契約変更について

(1) 参加者の増加による経費の増加分は、支払方法について施設側と調整することとし、委託料には含まないこと。

(2) 参加者数の減又は参加者の年齢区分の変更による委託料の減は、業務完了報告を受け、確認、検査を行い、額を確定するものとする（前金払いとなる保険料を除く）。参加者数の減又は年齢区分の変更により取消手数料が発生する場合において、取消しによる経済合理性があると認められるときは、当該手数料を委託料の一部として支払うものとする。

#### 6 その他

(1) 上記3(6)に記載のない旅行期間中の食事については、施設側と調整することとし、委託料には含めないこと。

(2) その他、本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合や仕様書に定めのない事項については、協議の上取り決めるものとする。

(3) 本事業を実施するに当たり、責任者を置くこととし、その者はすべての調整に応じるものとする。